

# 第30回 定時株主総会 招集ご通知

開催  
日時

2021年6月24日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

東京都港区新橋一丁目12番9号  
AP新橋 4階 Dルーム  
(A-PLACE新橋駅前)

## 目次

第30回定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	23
計算書類……………	26
監査報告書……………	29
株主総会参考書類……………	35
第1号議案   剰余金の処分の件	
第2号議案   取締役1名選任の件	
第3号議案   監査役3名選任の件	
第4号議案   補欠監査役1名選任の件	

### 議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）午後6時まで



株式会社 ケアサービス

証券コード：2425

証券コード 2425  
2021年6月8日

株 主 各 位

東京都大田区大森北一丁目2番3号  
株 式 会 社 ケ ア サ ー ビ ス  
代表取締役社長 福 原 俊 晴

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場は控えていただきますようお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時  
（受付開始時間は午前9時30分となっております）
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目12番9号 A-PLACE新橋駅前  
A P 新橋 4階 Dルーム  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）  
◎今後の状況によりましては、株主総会の会場等を変更する場合がございます。変更がございます場合は、当社ウェブサイト（<https://www.care.co.jp/>）等によりご案内申し上げます。

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結  
計算書類監査結果報告の件
2. 第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役1名選任の件  
**第3号議案** 監査役3名選任の件  
**第4号議案** 補欠監査役1名選任の件

以上

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.care.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知提供書面への記載のもののほか、連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.care.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承ください。

(提供書面)

## 事業報告

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の影響を受け、経済活動の停滞及び個人消費の低迷が続く等厳しい状況となりました。

また、景気の先行きにつきましては、各種政策効果や海外経済の改善により持ち直していくことが期待されたものの、感染再拡大における国内外経済の下振れリスクや金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があり、予断を許さない状況となっております。

国内の介護業界におきましては、高齢化社会の進行により介護サービスの需要は高まっているものの、サービスを担う人材を、適時適切に確保することは、非常に難しく、人件費及び採用コストの上昇が続く状況から、介護人材の管理と定着が引き続き介護事業者の大きな課題となっております。

また、2020年4～5月、2021年1～3月の二度の緊急事態宣言により、サービスの利用控えが続きましたが、2021年4月末より感染力の強い変異株の拡がりにより再度、緊急事態宣言が発令され、今後の感染状況を注視する必要があります。

このような状況の下、当社グループは「介護からエンゼルケアまで」の一貫したサービスを提供するための基盤構築を引き続き図ってまいりました。

度重なる緊急事態宣言により、サービスの利用控えが続きましたが、各事業のオペレーションを見直し、材料費、消耗品、水道光熱費をはじめとするコストコントロールの徹底を行い、本社共通部門の効率化、部門統合再編による労務費の削減など、経費圧縮を進め続けております。

国内事業では、営業・管理体制の一元化による事業運営の効率化、体制強化を目的とし、居宅介護支援事業及び訪問介護事業を展開する当社子会社「株式会社ひだまり」を2020年10月1日に当社へ吸収合併し、また、大田区のドミナントエリアにおけるさらなる市場シェア拡大のため、「株式会社広域社会福祉会」が運営する訪問介護事業を2020年11月1日に譲り受けました。

なお、国内既存事業所数はデイサービスの統廃合による減店2、エンゼルケアの事業所閉鎖による減店1により合計103事業所となりました。

海外事業においては、「上海福原護理服務有限公司」のエンゼルケア事業において、エンゼルケアサービスの認知度の高まりにより施行件数が大幅に増加するなど、着実な事業成長を示しております。

その他の事業では、当社グループ子会社である、人材事業「株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル」が、介護業界を対象とした人材紹介サービスにおいて、登録者数の伸びに合わせ、事業拡大に向けた体制強化を図りました。しかしながら、緊急事態宣言下では外出自粛による選考プロセスの遅れなどの影響により、苦戦を強いられました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は8,686百万円（前年同期比4.1%減）、営業利益は304百万円（前年同期比148.3%増）、経常利益は319百万円（前年同期比156.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は190百万円（前年同期比21.2%減）となりました。

事業部門別の状況は以下のとおりであります。

事業部門	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)		増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	金額	増減率
	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
在宅介護サービス事業	6,518,160	72.0	6,476,395	74.6	△41,765	△0.6
シニア向け総合サービス事業	2,093,141	23.1	2,210,293	25.4	117,151	5.6
サービス付き高齢者向け住宅事業	444,280	4.9	—	—	△444,280	△100.0
合計	9,055,582	100.0	8,686,688	100.0	△368,894	△4.1

(注) 前連結会計年度までは部門別の業績は、「介護事業」、「エンゼルケア事業」、「サービス付き高齢者向け住宅事業」の3区分としておりましたが、当連結会計年度より、「在宅介護サービス事業」、「シニア向け総合サービス事業」の2区分に変更しております。なお、前連結会計年度との比較については前連結会計年度の部門別を当連結会計年度の部門別に組み替えて比較しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は97百万円で、主なものは事業用車両であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度は、自己資金により所要資金を賄いましたので、特別な資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

ドミナント戦略を加速するため、2020年11月1日付で株式会社広域社会福祉会が運営する訪問介護事業を譲り受けました。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

事業運営の効率化、体制強化を目的として、2020年10月1日付で連結子会社である株式会社ひだまりを吸収合併いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況

該当事項はございません。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2018年 3 月期)	第 28 期 (2019年 3 月期)	第 29 期 (2020年 3 月期)	第 30 期 (2021年 3 月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	8,611,864	8,906,493	9,055,582	8,686,688
経 常 利 益 (千円)	232,418	230,975	124,655	319,539
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	118,823	94,843	242,206	190,776
1 株当たり当期純利益 (円)	31.32	25.00	63.85	50.29
総 資 産 (千円)	2,973,244	3,108,220	3,213,298	3,220,554
純 資 産 (千円)	1,398,455	1,480,068	1,696,524	1,857,126

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第27期の1株当たり当期純利益については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2018年 3 月期)	第 28 期 (2019年 3 月期)	第 29 期 (2020年 3 月期)	第 30 期 (2021年 3 月期) (当 事 業 年 度)
売 上 高 (千円)	8,601,012	8,873,365	8,904,770	8,569,485
経 常 利 益 (千円)	303,888	310,927	185,522	358,299
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	180,098	△39,062	259,284	182,597
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(△) (円)	47.48	△10.30	68.35	48.14
総 資 産 (千円)	3,109,182	3,096,177	3,208,026	3,228,064
純 資 産 (千円)	1,544,359	1,479,690	1,713,321	1,869,323

(注) 当社は、2017年10月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、第27期の1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はございません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海福原護理服務有限公司	1,365,000 USD	100%	中華人民共和国における介護事業、介護関連事業及びエンゼルケア事業
株式会社ケアサービス ヒューマンキャピタル	30,000千円	100%	人材紹介、人材派遣及び人事業務代行業

(注) 1. 特定完全子会社には該当いたしません。

2. 株式会社ひだまりは2020年10月1日付で当社に吸収合併いたしました。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが所属する国内の介護サービス産業は高齢化がさらに進み、今後も拡大傾向が続くと予想されます。一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い各行政からの外出自粛や景気後退懸念による利用控えなどにより、介護業界を取り巻く環境は依然厳しい状況が続くと想定されます。

このような経営環境に対応するために、当社グループの強みである東京23区を中心としたドミナント戦略の推進により生み出される、各サービス間のシナジー効果を十分に活用してまいります。人口密度が高く、移動効率性の良い東京23区は、介護報酬において全国で最も高い地域区分単価が適用されており、当社グループでは今後も引き続き東京23区を中心としたドミナントエリアでの拠点の展開を継続してまいります。しかしながら、新規出店においては、今後の介護保険法改正の動向に加えて、地域の顧客データやテナント賃料、建設コストなどを慎重に見極めて進めてまいります。

また、国内のあらゆる産業において、従事する人材の採用が年々難しくなっており、介護業界においても、サービスを提供するために必要な有資格者をはじめとした介護スタッフの確保と定着は、引き続き大きな経営課題となっております。当社グループでは、人材事業子会社である「株式会社ケアサービスヒューマンキャピタル」を通じて、介護業界全体の課題である介護人材の採用に向けて、当社グループ全体の採用力の向上を進めてまいります。加えて、優秀な従業員の育成・定着のために職能や経験に応じたキャリアパスや、各種手当の拡充、新型コロナウイルス禍での労働市場の変化に適切に順応を図り、また2019年10月より



特定処遇改善加算の取得を推進し、事業所従業員に手当を拡充することで、経験を持った優れた人材が引き続き当社グループで活躍できる環境を整備しております。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大下での当社の基本方針としまして、当社グループが提供する在宅介護サービス事業、シニア向け総合サービス事業は、公共性の高いサービスであるため、行政機関と連携のうえ、可能な限りサービスの提供を維持、継続してまいります。ただし、お客様やそのご家族、従業員と家族の安全確保を第一に努め、行政や保健所等による要請、指示に従い、適宜各サービスの休止、規模の縮小、時間変更、代替サービスへの振替等の対応を講じてまいります。

また、中国では上海市に設立した関係会社を通じて、現在、日本式の在宅介護サービスとエンゼルケアサービスを展開しております。引き続き、経済の発展とともに高齢化の進行が予想される中国において、日本と同様のサービス品質を提供していくため、当社グループの企業理念である「お客様一人ひとりの尊厳に共感したサービスを提供する」を理解・実践できる現地スタッフの採用と人材育成を重要視し、体制の構築を図ってまいります。

今後、さらに高齢化が進行する中で、お客様の人生を最後まで支えるために当社グループの「介護からエンゼルケアまで」の一貫したサービスを提供するための基盤構築を引き続き推し進めてまいります。

株主や投資家の皆様との対話や、IR・広報活動の充実、内部統制の整備を通じて、社会からさらに厚い信頼を得ることができるよう努めてまいります。

### (5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

部 門	主 要 サ ー ビ ス
在宅介護サービス事業	通所介護サービス、認知症対応型通所介護サービス、訪問入浴サービス、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス、福祉用具貸与サービス、特定福祉用具販売サービス、訪問看護サービス、配食サービス、小規模多機能型居宅介護サービス及びこれらの介護予防サービスを提供しております。
シニア向け総合サービス事業	湯灌サービス、CDCサービス、クリーンサービス、シニア向け施設紹介サービスを提供しております。

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

区 分	所 在 地
<p>本 社</p> <p>在宅介護サービス事業</p>	<p>事務所 (東京都大田区)</p> <p>○デイサービス (東京都:大田区9、杉並区4、世田谷区4、板橋区3、足立区4、品川区2、目黒区1、葛飾区1、北区2、練馬区2、江東区1、墨田区1、荒川区1、豊島区1、江戸川区2、西東京市1、三鷹市1、武蔵野市1)</p> <p>○認知症対応型デイサービス (東京都:大田区2、杉並区1)</p> <p>○訪問入浴 (東京都:大田区2、杉並区2、世田谷区1、品川区1、豊島区1、板橋区1、練馬区1、足立区1、北区1) (神奈川県:横浜市港北区1、横浜市南区1) (埼玉県:川口市1)</p> <p>○訪問介護 (東京都:大田区1、江東区1)</p> <p>○居宅介護支援 (東京都:大田区2、板橋区2、世田谷区3、杉並区2、足立区1、江東区2)</p> <p>○福祉用具貸与・特定福祉用具販売 (東京都:大田区1、杉並区1)</p> <p>○訪問看護 (東京都:大田区1、江戸川区2)</p> <p>○小規模多機能型居宅介護 (東京都:大田区1)</p> <p>○配食サービス (東京都:大田区1)</p>
<p>シニア向け総合サービス事業</p>	<p>○湯灌サービス (山形県1、福島県1、新潟県3、茨城県1、東京都3、神奈川県4、埼玉県2、千葉県4、静岡県1、愛知県1)</p> <p>○CDCサービス (東京都1、神奈川県1)</p> <p>○グリーンサービス (東京都1)</p>

## (7) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
998名	25名増	39.8歳	6.2年

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
974名	35名増	39.9歳	6.3年

(注) 上記従業員のほか、478名の臨時従業員が在籍しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	112百万円
株式会社三菱UFJ銀行	75百万円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,200,000株 (自己株式406,726株を含む)
- (3) 株 主 数 1,919名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 友 愛	1,662,800株	43.83%
福 原 俊 晴	542,200	14.29
ケ ア サ ー ビ ス 従 業 員 持 株 会	162,300	4.27
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	96,000	2.53
株 式 会 社 S B I 証 券	63,820	1.68
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	47,900	1.26
SMBC 日 興 証 券 株 式 会 社	47,000	1.23
楠 田 卓	40,000	1.05
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	37,100	0.97
砂 川 知 孝	27,300	0.71

- (注) 1. 自己株式 (406,726株) は上記大株主からは除いております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福原敏雄	上海福原護理服務有限公司 董事長
代表取締役社長	福原俊晴	
常務取締役常務執行役員	富澤政信	事業統括本部長
取締役執行役員	渡辺桂	総務部長
取締役執行役員	三浦裕二	在宅介護事業本部長
取締役	藤好優臣	藤好公認会計士事務所 代表
取締役	森田直行	株式会社NTMC 代表取締役社長
常勤監査役	江口尚登	
監査役	園部洋士	林・園部法律事務所 (現 至高法律事務所) 代表弁護士 日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社レッグス 社外取締役 東京鐵鋼株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社PALTEK 監査役
監査役	福森久美	公認会計士福森久美事務所 代表 東京エレクトロニクス株式会社 社外監査役 日本ラッド株式会社 社外監査役 ブロードマインド株式会社 社外取締役

(注) 1. 重要な兼職の異動の状況について

常務取締役 富澤政信氏は、当社連結子会社であった株式会社ひだまりの代表取締役を兼務しておりましたが、2020年10月1日付で同社が当社に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役社長を退任しております。

2. 取締役 藤好優臣及び取締役 森田直行の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役 園部洋士及び監査役 福森久美の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役 福森久美氏は、長年にわたり公認会計士、税理士としての経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 藤好優臣、取締役 森田直行、監査役 園部洋士及び監査役 福森久美の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

7. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（取締役、監査役、執行役員）が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。
8. 社外役員の独立性に関する基準  
当社は招聘する社外取締役及び社外監査役の独立性については、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としております。
9. 当社は2020年6月23日開催の取締役会において、執行役員の選任及び役付執行役員の選定を行い、それぞれ就任いたしました。
10. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役 名	氏 名	職 名
執 行 役 員	木 高 毅 史	業務サポート部長
執 行 役 員	太 田 健 太 郎	経理経営管理部長

11. 任意の指名・報酬委員会の概要  
当社では半数以上の独立社外役員で構成される任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会の諮問に応じて、取締役の選任及び解任に関する事項、代表取締役の選定及び解職に関する事項や取締役の報酬等に関する事等について取締役会に対して助言・提言を行います。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、任意の指名・報酬委員会において、担当職務、各期の業績、貢献度、同業他社や社会情勢等を総合的に勘案して作成することとしており、取締役会では基本的にその答申を尊重しております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において、取締役は150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役は0名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2002年6月27日開催の第11回定時株主総会において50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名（うち社外監査役は1名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

各取締役の報酬については、取締役会決議に基づき設置した任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重し代表取締役社長 福原俊晴にその具体的内容の決定を委任するものとしております。

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

なお、当社の取締役の報酬は固定報酬のみで構成されております。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	75 7	75 7	—	—	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	14 6	14 6	—	—	3 (2)

⑤ 業績連動報酬に関する事項

該当事項はございません。

⑥ 非金銭報酬の内容

該当事項はございません。

### (3) 社外役員に関する事項

取締役 藤好 優臣氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
取締役 藤好優臣氏は、藤好公認会計士事務所の代表を兼務しております。藤好公認会計士事務所と当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第30期に臨時開催を含め14回開催した取締役会のうち14回全てに出席し、主に会計士・税理士として培ってきた豊富な経験・見地から、取締役会の意思決定について、適切でさまざまな助言・提言を行っております。

取締役 森田 直行氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
取締役 森田直行氏は、株式会社NTMCの代表取締役社長を兼務しております。株式会社NTMCと当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第30期に臨時開催を含め14回開催した取締役会のうち12回に出席し、会社経営者としての見地から、取締役会の意思決定について、適切でさまざまな助言・提言を行っております。

監査役 園部 洋士氏

- ① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係  
監査役 園部洋士氏は、林・園部法律事務所（現 至高法律事務所）の代表弁護士の他に日本管理センター株式会社の社外取締役監査等委員、株式会社レグスの社外取締役、東京鐵鋼株式会社の社外取締役監査等委員、株式会社PALTEKの監査役を兼務しております。  
林・園部法律事務所（現 至高法律事務所）、日本管理センター株式会社、株式会社レグス、東京鐵鋼株式会社、株式会社PALTEKと当社は、取引その他特別な関係はございません。
- ② 当期における主な活動状況  
第30期に臨時を含め14回開催した取締役会の13回に出席し、臨時も含めた監査役会は14回全てに出席しており、主に弁護士としての専門的知見から適切でさまざまな助言・提言を行っております。



監査役 福森 久美氏

① 他の法人等との兼職状況及び当社と当該法人等との関係

監査役 福森久美氏は、公認会計士福森久美事務所の代表の他に東京エレクトロンデバイス株式会社の社外監査役、日本ラッド株式会社の社外監査役、ブロードマインド株式会社の社外取締役を兼務しております。

公認会計士福森久美事務所、東京エレクトロンデバイス株式会社、日本ラッド株式会社、ブロードマインド株式会社と当社は、取引その他特別な関係はございません。

② 当期における主な活動状況

第30期に臨時を含め14回開催した取締役会の13回に出席し、臨時も含めた監査役会は14回中13回に出席しており、主に会計士・税理士としての専門的知見から適切でさまざまな助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、監査体制及び監査項目を検討した結果、当社の規模、複雑性、リスクに照らし、監査報酬額は妥当な額であると同様の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められるとき、または当社にとってより適切な監査体制の整備が必要と判断されるときには、会計監査人を解任または不再任とするための法令に定められた手続きをとる方針であります。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① **取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役及び従業員が職務執行において遵守すべき事項を定める「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」を制定し、周知徹底を図っております。また、内部通報規程に基づきコンプライアンスに関する相談、通報を受け付ける内部通報制度を設置し長年運用を行っております。

内部監査部門は業務執行の状況を監査し、改善指導を行うとともに、代表取締役社長へ報告しております。また、必要に応じて管掌取締役及び監査役会に報告を行います。さらに、子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長へ報告し、必要に応じて管掌取締役及び監査役会に報告しております。

② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書、その他取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に従い適切に保管及び管理を行っております。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社全体のリスク管理を統括する組織として、「リスク管理規程」に基づき、各部門の所管業務に付随する様々なリスクの管理は主管責任部署が行い、危機発生時に迅速かつ適切な対応を図る体制を構築しております。

財務報告の信頼性に係るリスクの管理については、内部監査部門が各部門をモニタリングし、代表取締役及び監査役会へ報告しております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は月に1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項については事前に各種会議体で審議した上で、決議機関に上程することで職務執行の効率性を確保しております。取締役会の決定に基づく業務執行については「職務権限規程」に従い、所属長がその責任範囲と権限において執行しております。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及び子会社からなる企業集団は、「ケアサービスフィロソフィ」を共有し、グループ一体となった体制を構築し、監査役及び監査役会は、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性を検証しております。また内部監査部門は、当社グループ各社への内部監査を実施し、内部統制の整備・運用状況を検証しております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**

当社は、監査役会が必要とした場合、監査役を補助する従業員を置くものとし、その人選については取締役会と協議するものとします。また、監査役は必要に応じて内部監査部門に調査を依頼することができます。

⑦ **監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役職務を補助すべき従業員の任命、異動、評価及び懲戒については、監査役会の同意を必要としております。

⑧ **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するため重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができます。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図るほか、適切な報告体制を確保しております。さらに、内部通報規程に基づきコンプライアンス上の問題について監査役への報告体制も確保しております。

⑨ **その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査部門は、監査の方針・計画等について監査役と事前協議を行い、また監査に関する情報交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。

⑩ **財務報告の信頼性その他適正な内部統制を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性の確保及び「内部統制報告書」の有効かつ適切な開示のために、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行い、不備が発見された場合は是正処置を講じております。また、「内部統制の4つの目的」として挙げられる他の3つの目的（業務の有効性及び効率性、法令等の遵守、資産の保全）等について、業務執行側として取り組むために「内部統制」を整備・運用し、グループガバナンス体制の強化を推進しております。

## ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、反社会的勢力対応規程に基づき、社会秩序や市民生活の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業・団体・個人とは、いかなる取引も行わない方針を堅持しております。

代表取締役が命ずる者は、警察及び関連団体等との連携に努めており、引き続き反社会的勢力排除のための社内体制の整備・強化を進めております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他の会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が、現状の法令、社会環境、当社の目指すべき方向性に沿った行動が遵守できるよう、「企業理念」、「行動指針」及びそれに基づく日々の行動目標を記した「ケアサービスフィロソフィ」の部分修正を適宜行っております。また、内部通報規程に基づき、内部監査部門を窓口とした、コンプライアンスに関する相談、通報制度の運用を行っております。

内部監査部門は作成した内部監査計画書に基づき、その結果を代表取締役社長へ報告します。また、必要に応じて管掌取締役及び監査役会に報告を行っております。

### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録や稟議書類等をはじめとする取締役執行上の各種情報について、文書管理規程に従い適切に保管及び管理を行っております。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査部門による内部監査及び会計監査人による適時の監査により、法令、定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行や事象が発見された場合には直ちに、代表取締役に報告し適切な危機管理を行っております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会規程に基づき定時、または臨時に取締役会を開催しております。また、効率的な職務の執行が行えるよう、取締役間の情報共有を加速するために週3日30分程度の会議を開催しております。

業績のタイムリーな把握については、戦略会議やデイリーレポートを通じて迅速に報告されております。

⑤ **当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

適宜、取締役会等で、担当取締役、経理経営管理部長に報告を求め、子会社の運用状況の確認を行っております。

⑥ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制**

該当事項はございません。

⑦ **監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項**

該当事項はございません。

⑧ **取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役の情報収集の体制として、取締役会、他社内の重要な会議へ出席し、代表取締役との意見交換の場を確保すること等に加え、取締役が決裁した社内稟議を監査役が閲覧することで監査役による業務執行状況の確認と監査の実効性に努めております。また、適宜役職員へのインタビューを行い、取締役の業務執行状況の確認を間接的に行っております。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査部門は、監査の方針・計画、内部統制システムの整備・運用状況に関する意見交換を行う等、監査役と緊密に連携しております。また、監査役は会計監査人と定期的な会合を開催し情報交換を行っております。

#### ⑩ 財務報告の信頼性その他適正な内部統制を確保するための体制

全社経営方針と内部統制の4つの目的である「業務の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」に基づき、財務報告に係る内部統制の継続的な整備・運用及び評価を行っており、不備が発見された場合は是正処置を講じてグループガバナンス体制の強化を推進しております。

#### ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っております。既存取引先と過去に締結した契約内容を見直し「反社会的勢力」に関する事項についての条文に不足がある場合は、新たに契約書を締結し直すこと等も行っております。また、新規の取引についても、契約時に厳正なチェックを行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。

### 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

### 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置付けております。剰余金の配当等の決定につきましては、中長期的な事業計画に基づき、設備投資及び再投資のための内部資金を確保しつつ、株主に対する安定的な配当を実施することを基本方針としております。

## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,404,695</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,008,335</b>
現 金 及 び 預 金	969,079	買 掛 金	148,816
売 掛 金	1,344,145	一年以内返済予定の長期借入金	112,514
そ の 他	91,679	リ ー ス 債 務	43,364
貸 倒 引 当 金	△208	未 払 金	24,200
<b>固 定 資 産</b>	<b>815,859</b>	未 払 費 用	261,254
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>269,654</b>	未 払 法 人 税 等	124,477
建 物	154,059	賞 与 引 当 金	121,432
工 具、器 具 及 び 備 品	27,926	事 業 所 閉 鎖 損 失 引 当 金	3,376
リ ー ス 資 産	80,977	そ の 他	168,899
そ の 他	6,690	<b>固 定 負 債</b>	<b>355,092</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>170,527</b>	長 期 借 入 金	75,052
の れ ん	55,498	リ ー ス 債 務	123,610
リ ー ス 資 産	70,171	退 職 給 付 に 係 る 負 債	156,354
そ の 他	44,857	そ の 他	75
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>375,677</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,363,427</b>
敷 金 及 び 保 証 金	197,818	<b>純 資 産 の 部</b>	
繰 延 税 金 資 産	129,529	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,868,266</b>
そ の 他	50,397	資 本 金	205,125
貸 倒 引 当 金	△2,068	資 本 剰 余 金	138,075
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,220,554</b>	利 益 剰 余 金	1,673,263
		自 己 株 式	△148,197
		<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>△11,139</b>
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△11,139
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,857,126</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,220,554</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,686,688
売上原価		7,545,246
売上総利益		1,141,442
販売費及び一般管理費		836,564
営業利益		304,877
営業外収益		
受取利息	282	
助成金収入	6,766	
為替差益	5,877	
その他	6,243	19,170
営業外費用		
支払利息	3,898	
和解金	500	
その他	110	4,509
経常利益		319,539
特別利益		
補助金収入	19,352	19,352
特別損失		
減損損失	3,528	
固定資産除却	2,633	6,162
税金等調整前当期純利益		332,729
法人税、住民税及び事業税	137,899	
法人税等調整額	4,052	141,952
当期純利益		190,776
親会社株主に帰属する当期純利益		190,776

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	205,125	138,075	1,509,040	△148,156	1,704,084
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△26,553		△26,553
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			190,776		190,776
自 己 株 式 の 取 得				△41	△41
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	164,223	△41	164,181
当 期 末 残 高	205,125	138,075	1,673,263	△148,197	1,868,266

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	△7,559	△7,559	1,696,524
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△26,553
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			190,776
自 己 株 式 の 取 得			△41
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,580	△3,580	△3,580
当 期 変 動 額 合 計	△3,580	△3,580	160,601
当 期 末 残 高	△11,139	△11,139	1,857,126

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		金額
科目		金額
<b>流動資産</b>		<b>2,393,351</b>
現金及び預金		947,838
売掛金		1,321,429
その他の		195,528
貸倒引当金		△71,444
<b>固定資産</b>		<b>834,713</b>
<b>有形固定資産</b>		<b>268,898</b>
建物		154,059
工具、器具及び備品		27,170
リース資産		80,977
その他の		6,690
<b>無形固定資産</b>		<b>168,820</b>
のれん		55,498
リース資産		70,171
その他の		43,150
<b>投資その他の資産</b>		<b>396,994</b>
敷金及び保証金		196,959
繰延税金資産		129,529
その他の		72,573
貸倒引当金		△2,068
<b>資産合計</b>		<b>3,228,064</b>

負債の部		金額
科目		金額
<b>流動負債</b>		<b>1,003,995</b>
買掛金		154,523
一年内返済予定の長期借入金		112,514
リース債務		43,364
未払金		21,595
未払費用		259,551
未払法人税等		124,297
賞与引当金		120,036
事業所閉鎖損失引当金		3,376
その他の		164,736
<b>固定負債</b>		<b>354,745</b>
長期借入金		75,052
リース債務		123,279
退職給付引当金		156,354
その他の		60
<b>負債合計</b>		<b>1,358,740</b>
純資産の部		
<b>株主資本</b>		<b>1,869,323</b>
資本金		205,125
資本剰余金		138,075
資本準備金		138,075
利益剰余金		1,674,321
その他利益剰余金		1,674,321
繰越利益剰余金		1,674,321
<b>自己株式</b>		<b>△148,197</b>
<b>純資産合計</b>		<b>1,869,323</b>
<b>負債純資産合計</b>		<b>3,228,064</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2020 年 4 月 1 日から  
2021 年 3 月 31 日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,569,485
売上原価	7,432,186
売上総利益	1,137,298
販売費及び一般管理費	790,603
営業利益	346,694
営業外収益	
受取利息	2,061
受取手数料	1,817
助成金の収入	6,766
その他	4,728
	15,374
営業外費用	
支払利息	3,160
和解金	500
その他	110
	3,770
経常利益	358,299
特別利益	
補助金収入	19,352
特別損失	
関係会社株式評価損	30,000
抱合せ株式消滅差損	12,040
関係会社貸倒引当金繰入額	5,558
減損	3,528
固定資産除却損	2,633
	53,761
税引前当期純利益	323,889
法人税、住民税及び事業税	137,350
法人税等調整額	3,942
当期純利益	182,597

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当 期 首 残 高	205,125	138,075	138,075	1,518,277	1,518,277	△148,156	1,713,321	1,713,321
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				△26,553	△26,553		△26,553	△26,553
当 期 純 利 益				182,597	182,597		182,597	182,597
自 己 株 式 の 取 得						△41	△41	△41
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	156,043	156,043	△41	156,002	156,002
当 期 末 残 高	205,125	138,075	138,075	1,674,321	1,674,321	△148,197	1,869,323	1,869,323

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ケアサービス  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 村	仁	Ⓔ
業務執行社員				
指 定 社 員	公認会計士	野 村	尊 博	Ⓔ
業務執行社員				

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ケアサービスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ケアサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社ケアサービス  
取締役会 御中

### PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 村	仁	Ⓜ
業務執行社員				
指 定 社 員	公認会計士	野 村	尊 博	Ⓜ
業務執行社員				

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ケアサービスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。  
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討項目については、会計監査人PwC京都監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社ケアサービス 監査役会

常勤監査役 江口尚登 ㊟

監査役 園部洋士 ㊟

監査役 福森久美 ㊟

(注) 監査役 園部洋士及び監査役 福森久美の両氏は、いずれも会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題として位置づけており、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

第30期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、株主の皆様への還元強化を図るため、次のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 8円50銭

配当総額 32,242,829円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

## 第2号議案 取締役1名選任の件

当社の経営体制の強化を図るため、取締役1名の増員をお願いいたしたく存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

き だか たか ふみ  
**木高 毅史** (1963年12月12日生)

新任



所有する当社の株式数

-株

取締役在任年数

-年

### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年4月	日本レストランシステム株式会社入社	2010年5月	同社常務取締役
		2020年9月	当社入社
2008年5月	同社常務取締役	2020年11月	当社執行役員
2015年5月	同社専務取締役	2021年3月	当社執行役員業務サポート部長(現任)
2007年10月	株式会社ドトール日レスホールディングス取締役		

### ■ 取締役候補者とした理由

木高毅史氏は、前職のサービス業においては、管理部門の取締役等の要職を歴任しており、幅広い見識に基づき、今後の当社の事業拡大、さらなる企業価値の向上に貢献することを期待して選任をお願いするものであります。

### ■ 取締役候補者と当社との関係 : 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### ※ 取締役との役員等賠償責任保険契約の内容の概要について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(取締役)が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1. え ぐち なお と  
**江口 尚登** (1953年2月8日生)

再任



#### ■ 略歴、当社における地位

1975年4月	アサヒビール株式会社入社	2008年10月	同社取締役総務部長
1985年8月	京セラ株式会社入社	2013年4月	福井石油備蓄株式会社（現 ENEOS株式会社）入社
2000年9月	イー・アクセス株式会社入社 総務部長	2017年4月	株式会社ジャステック入社
2002年1月	株式会社アッカ・ネットワークス入社	2018年4月	当社入社
2008年9月	スペースエナジー株式会社 （現 ENEOS株式会社）入 社総務部長	2018年6月	当社常勤監査役（現任）

#### ■ 監査役候補者とした理由

江口尚登氏は、事業法人においての総務・法務、コンプライアンス等の分野における豊富な経験と上場会社のグループ会社で監査役経験を有しており、当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことを期待して3年前に選任されました。選任後は、かかる経験及び知見に基づき、取締役会等において有益な意見を述べるとともに、常勤監査役として社内の情報を積極的に収集し、当社の監査役としての職務を適切に果たしていることから、再任をお願いするものであります。

■ 監査役候補者と当社の関係： 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

所有する当社の株式数

1,628株

監査役在任年数

3年

取締役会出席状況

14回／14回（100%）

監査役会出席状況

14回／14回（100%）

候補者番号

その べ ひろ し  
**2. 園部 洋士** (1965年2月12日生)

再任

■ 略歴、当社における地位

1992年4月	最高裁判所司法研修所入所	2016年3月	株式会社PALTEK 社外取締役
1994年4月	弁護士登録	2016年3月	日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員 (現任)
1994年4月	須田清法律事務所入所		
2001年10月	林・園部・藤崎法律事務所 (現 至高法律事務所) 開設 代表弁護士 (現任)	2016年6月	東京鐵鋼株式会社 社外取締 役監査等委員 (現任)
2010年3月	日本管理センター株式会社 社外監査役	2016年6月	当社社外監査役 (現任)
2013年3月	株式会社レグス 社外監査役	2017年3月	株式会社レグス 社外取締 役 (現任)
2014年6月	東京鐵鋼株式会社 社外監査役	2019年3月	株式会社PALTEK 監査役 (現任)

- 重要な兼職の状況：至高法律事務所 代表弁護士  
日本管理センター株式会社 社外取締役監査等委員  
株式会社レグス 社外取締役  
東京鐵鋼株式会社 社外取締役監査等委員  
株式会社PALTEK 監査役

■ 社外監査役候補者とした理由

園部洋士氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識の他に複数社の社外取締役・監査役を務めており、今後も幅広く有益なアドバイスをいただけるものと判断し、再任をお願いするものであります。

- 社外監査役候補者と当社の関係： 同氏は社外監査役候補者であります。  
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



所有する当社の株式数

4,465株

監査役在任年数

5年

取締役会出席状況

13回/14回 (93%)

監査役会出席状況

14回/14回 (100%)



候補者番号

ふく もり ひさ み  
**3. 福森 久美** (1952年12月13日生)

再任



#### ■ 略歴、当社における地位

1982年4月	日本合同ファイナンス株式会社 (現 ジャフコグループ株式会社) 入社	2011年6月	株式会社フェローテック (現 株式会社フェローテックホールディングス) 社外監査役
1997年6月	同社 取締役		
2001年6月	同社 常務取締役	2013年6月	東京エレクトロニクス株式会社 社外監査役 (現任)
2004年4月	株式会社ヴィクトリア 代表取締役社長	2015年6月	日本ラッド株式会社 社外監査役 (現任)
2005年5月	ジャフコグループ株式会社 常務執行役員	2019年6月	当社社外監査役 (現任)
2006年6月	同社 常勤監査役	2019年6月	ブロードマインド株式会社 社外取締役 (現任)
2011年4月	公認会計士福森久美事務所 開設 代表 (現任)		

所有する当社の株式数

株

監査役在任年数

2年

取締役会出席状況

13回/14回 (93%)

監査役会出席状況

13回/14回 (93%)

- 重要な兼職の状況：公認会計士福森久美事務所 代表  
東京エレクトロニクス株式会社 社外監査役  
日本ラッド株式会社 社外監査役  
ブロードマインド株式会社 社外取締役

#### ■ 社外監査役候補者とした理由

福森久美氏は、公認会計士、税理士としての専門的な知識・経験を有するばかりでなく、事業法人において経営に関与された経験もあり、複数社の社外取締役・監査役を務めており、今後も当社グループの実効的な監査にいかしていただけるものと判断して、再任をお願いするものであります。

- 社外監査役候補者と当社との関係： 同氏は社外監査役候補者であります。  
同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ※ 1. 監査役との責任限定契約について  
当社は、現在、監査役3氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、3氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- ※ 2. 監査役との役員等賠償責任保険契約の内容の概要について  
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者(監査役)が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。  
全ての監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- ※ 3. 当社は、園部洋士氏及び福森久美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- ※ 4. 所有する当社の株式数は2021年3月末日現在のものであります。
- ※ 5. 所有する当社の株式数は、役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

以上



## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案における選任の効力は就任前に限り監査役会の同意のうえ、取締役会の決議によってその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

お とう たか ひさ  
**尾堂 隆久** (1961年1月7日生)

再 任



所有する当社の株式数

株

### ■ 略歴、当社における地位

1984年4月	京セラ株式会社 入社	2013年7月	T Aトライアンフアドラー A G監査役
2004年10月	株式会社ウィルコム 執行役員総務本部長	2014年6月	京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社 監査役
2005年1月	株式会社ウィルコム沖縄 監査役	2019年4月	経営労務NEXT 代表・社会保険労務士 (現任)
2010年12月	京セラ株式会社 総務部副部長		
2013年4月	京セラドキュメントソリューションズ株式会社 執行役員総務本部長		

### ■ 重要な兼職の状況：経営労務NEXT 代表・社会保険労務士

### ■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

尾堂隆久氏は、事業法人において総務・法務、コンプライアンス等の分野における豊富な経験と知見を有しており、上場会社のグループ3社で監査役経験もあることから、当社グループの実効的な監査に十分な役割を果たすことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者としてお願いするものであります。

### ■ 補欠の社外監査役候補者と 当社の関係

同氏は補欠の社外監査役候補者であります。  
 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- ※ 1. 監査役との責任限定契約について  
 当社は、現在、監査役3氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。尾堂隆久氏が社外監査役として就任された場合に当社は尾堂隆久氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- ※ 2. 監査役との役員等賠償責任保険契約の内容の概要について  
 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（監査役）が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けることによって、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしており、保険料は全額当社が負担しております。  
 尾堂隆久氏が社外監査役として就任された場合、尾堂隆久氏は当該保険契約の被保険者として含まれることとなります。
- ※ 3. 尾堂隆久氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上



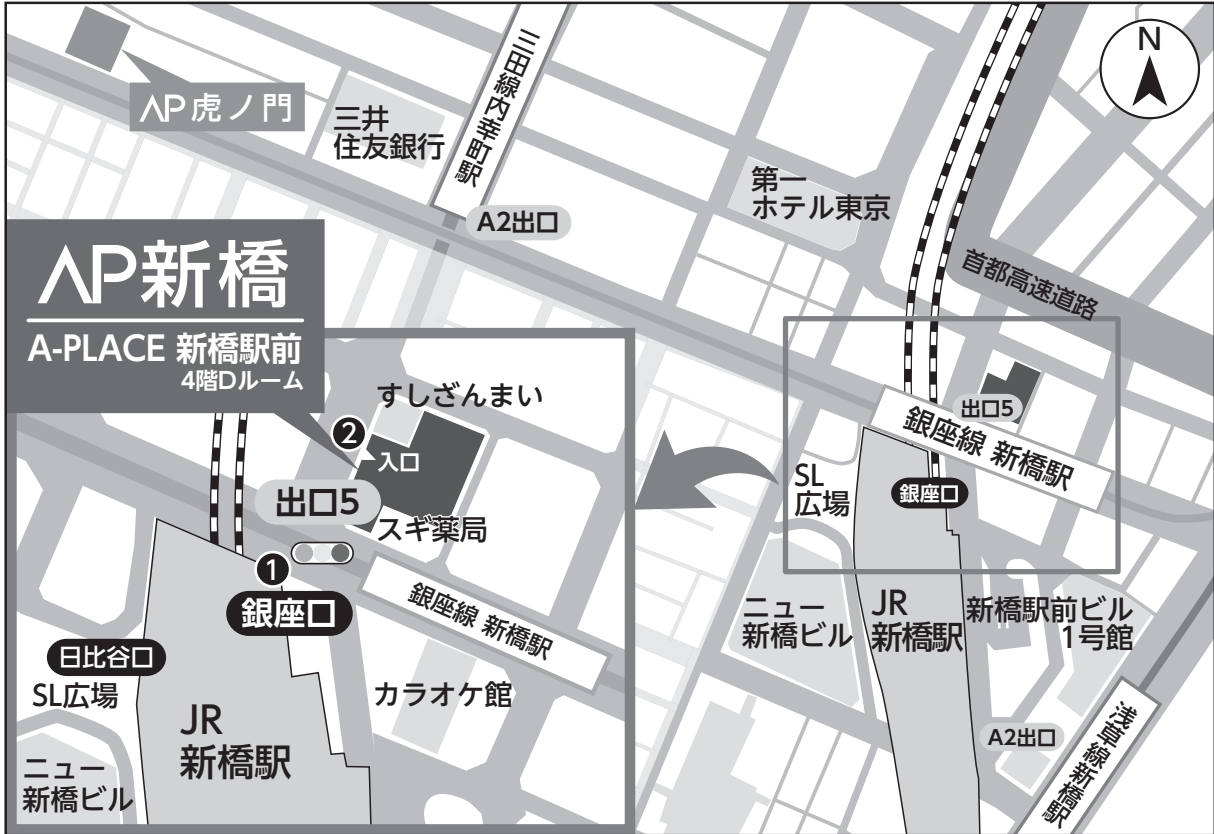


# 株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区新橋一丁目12番9号

AP新橋 4階 Dルーム (A-PLACE新橋駅前)



## 交通のご案内

- JR「新橋駅」銀座口 徒歩1分
- 東京メトロ銀座線「新橋駅」5番出口 すぐ
- 都営浅草線「新橋駅」A2出口 徒歩2分
- 都営三田線「内幸町駅」A2出口 徒歩4分

※お車でのご来場は、ご遠慮ください。

※①②の場所に、弊社社員がご案内させていただいておりますので、お気軽にお尋ねください。